

にゆうきよてつづき

## 入居手続等で注意していただくこと

### ※ 入居手続について

- (1) 敷金しききん（入居時における本来家賃の3箇月分）を納入してください。
- (2) 誓約書せいやくしょを提出してください。
- (3) 緊急連絡先届出書きんききゆうれんらくさきとどけでしよを提出してください。

### ※ 入居に際して注意していただくこと

公営住宅は、公営住宅法の趣旨に基づき建設された公共賃貸住宅です。明るい共同生活を営むために、次のことに注意してください。

- (1) 安養寺あんやうじ・手原てはら・十里じゅうり・下戸山しもとやま団地には駐車場（月額4,000円/区画）を整備してあります。原則として、1戸につき1区画です。利用される場合には、駐車場使用等申込書の提出が必要です。
- (2) 大橋おおはし団地には駐車場を整備していません。
- (3) 外灯・階段灯等共同施設の維持管理費は入居者全員で負担いただきます。
- (4) 廊下、ベランダや住宅敷地内などの共用部分に物を置いたり個人的に使用したりすることはできません。
- (5) 犬・猫等の動物を飼育することはできません。
- (6) 入居後は、自治会に加入し、住みよい団地づくりに努めてください。
- (7) 大橋おおはし団地B棟には、住宅の浴室に浴槽・風呂釜がついていません。入居者で負担して設置してください。

### ●次に該当する方は、退去していただきます。

- ①入居手続きの内容に虚偽のあったことがわかったとき
- ②正当な理由なくして15日以上住宅を使用しないとき
- ③不正な行為により入居したとき
- ④家賃を3箇月以上滞納したとき
- ⑤住宅や共同施設を故意に損傷したとき
- ⑥住宅を使用する権利を他人に貸したり、譲渡したりしたとき
- ⑦無断で増改築・模様替えをしたとき
- ⑧無断で親族や他人を同居させたとき
- ⑨入居者の保管義務等を怠ったとき
- ⑩周囲の環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為をしたとき
- ⑪公営住宅を他の用途に使用したとき

など